

News Release

平成 29 年 9 月 20 日

キャッシュカード振込機能の一部利用制限の開始について (還付金詐欺等の振り込め詐欺被害からお客さまのご預金をお守りするために)

昨今、振り込め詐欺による被害が多発しており、特に、キャッシュカードによる振込を普段ご利用されていないご高齢のお客さまを ATM に誘導し、ご預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しております。

佐賀・長崎県内の 5 つの信用金庫では、ご高齢のお客さまの振り込め詐欺等の被害を防止するために佐賀・長崎県の各警察本部との連携により、下記のとおり、キャッシュカード振込機能を制限させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 振込制限を開始する佐賀・長崎県内の信用金庫

佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫

2. 振込制限の内容

対象となるお客さま	70 歳以上、かつ過去 3 年間にキャッシュカードによる振込をご利用されていない口座をお持ちのお客さまが対象となります。
対応(制限)内容	上記の対象となるお客さま（口座）につきましては、ATM でのキャッシュカードによる振込ができなくなります（振込利用のない口座のみが対象となります）。
対応開始日	平成 29 年 9 月 20 日（水）より
その他	利用制限の対象となるお客さまで、ATM での振込取引をご希望される場合は、各信用金庫の窓口までお申出ください。

何卒、ご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

各信用金庫の取引店の窓口もしくは営業担当者までお問い合わせください。

